

個人情報保護法の改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和5年3月3日

大和市長 大 木 哲

#### 大和市規則第4号

個人情報保護法の改正に伴う関係規則の整備に関する規則

(大和市情報公開条例施行規則の一部改正)

第1条 大和市情報公開条例施行規則(平成13年大和市規則第4号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(電磁的記録の公開の方法)

第4条 条例第12条第1項に規定する実施機関が定める方法は、次に掲げる方法(プログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下この条において同じ。))を用いて行う必要があるものにあつては、実施機関が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)とする。

- (1) 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。)に複写したものの交付
- (2) 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
- (3) 当該電磁的記録を電子情報処理組織(市長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この号において同じ。))と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの複写
- (4) その他市長が適当と認める方法

第5条第2項中「前条第2号」を「前条第1号」に、「物及びこれを」を「もの及び」に、「物並びに」を「もの並びに同条第2号に規定する」に改める。

第10条第1項中「第4条第2号」を「第4条第1号」に、「物」を「もの」に改め、「これを」を削り、同条第2項中「の交付」を「に要する費用のうち、交付」に改め、「とおりの次に」とし、市長が別に定める方法により納付するもの」を加え、同条第4項中「第2項」の次に「及び前項」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 条例第18条第2項に規定する行政文書の写し等に要する費用のうち、送付に要する費用の

額は、その実費相当額とし、郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票で納付する方法又は市長が別に定める方法により納付するものとする。

別表第1 電磁的記録、フロッピーディスクの項からビデオテープの項までを削り、同表備考第2 項を削り、同表備考第1 項を同表備考とする。

(大和市個人情報保護審査会規則の一部改正)

第2 条 大和市個人情報保護審査会規則(昭和63 年大和市規則第49 号)の一部を次のように改正する。

第1 条中「大和市個人情報保護条例(平成15 年大和市条例第22 号。以下「条例」という。)第55 条」を「大和市個人情報保護法の施行等に関する条例(令和4 年大和市条例第15 号。以下「条例」という。)第14 条」に改める。

第3 条に次の1 項を加える。

4 審査会の会議は、非公開とする。ただし、条例第7 条第2 号、第4 号及び第5 号に掲げる事務に関する会議については、公開とすることができる。

第5 条を第6 条とし、第4 条を第5 条とし、第3 条の次に次の1 条を加える。

(答申書の送付)

第4 条 審査会は、審査請求についての諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。

(大和市行政文書管理規則の一部改正)

第3 条 大和市行政文書管理規則(平成13 年大和市規則第8 号)の一部を次のように改正する。

第4 条第3 項中「進ちよく状況」を「進捗状況」に改める。

第10 条第1 項第2 号中「が終結した」を「の裁判が確定し、又は裁判によらず完結した」に改め、同項第4 号中「第11 条第1 項」を「第13 条」に、「大和市個人情報保護条例(平成15 年条例第22 号)第23 条第1 項から第3 項までに規定する開示決定等」を「個人情報の保護に関する法律(平成15 年法律第57 号)第78 条第1 項に規定する開示決定等、同法第94 条第1 項に規定する訂正決定等若しくは同法第102 条第1 項に規定する利用停止決定等」に改める。

(大和市移動支援事業の実施に関する規則の一部改正)

第4 条 大和市移動支援事業の実施に関する規則(平成18 年大和市規則第85 号)の一部を次のように改正する。

第1 条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規則は、障がい者又は障がい児（以下「障がい児者」という。）の自立と社会参加を促進し、もって障がい者福祉の増進に資することを目的として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により行う同項第8号に掲げる移動支援事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

第2条第1項中「市長は、」の次に「前条の」を加え、同項第1号中「第5条」を「（第5条）」に、「ヘルパー等」を「居宅介護従業者等（以下「ヘルパー等」という。））」に、「付き添い、外出を支援する。」を「付き添うことによる外出支援をいう。））」に改め、同項第2号中「複数」を「（複数）」に、「付き添い、外出を支援する。」を「付き添うことによる外出支援をいう。以下同じ。））」に改める。

第20条の見出しを「（守秘義務）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第23条の見出しを「（委任）」に改める。

（大和市日中一時支援事業の実施に関する規則の一部改正）

第5条 大和市日中一時支援事業の実施に関する規則（平成18年大和市規則第86号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、主に障がい児の放課後や祝日等に活動する場について確保するとともに、障がい児を日常的にケアしている家族の一時的な休息等を図ることを目的として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第3項の規定により行う日中一時支援事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

第13条第6号中「第1号から第5号までの資格・免許」を「前各号の資格又は経験」に、「判断できる」を「認めた」に改める。

第20条の見出しを「（守秘義務）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第23条の見出しを「（委任）」に改める。

（大和市重度身体障がい者訪問入浴サービス事業の実施に関する規則の一部改正）

第6条 大和市重度身体障がい者訪問入浴サービス事業の実施に関する規則（平成19年大和市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、家庭において入浴することが困難な重度身体障がい者（以下「障がい者」という。）の保健衛生の保持並びに障がい者及び当該障がい者の家族への精神的及び身体的な負担の軽減を図り、もって障がい者の福祉の増進に資することを目的として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第3項の規定により行う重度身体障がい者訪問入浴サービス事業（以下「訪問入浴サービス」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

第2条各号列記以外の部分を次のように改める。

市長は、訪問入浴サービスとして、次に掲げる事業を行う。

第21条の見出しを「（守秘義務）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。